

下野市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

下野市長 坂村 哲也

下野市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

下野市移住支援金交付要綱（令和元年下野市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「30万円」を「100万円」に改める。

第3条第1号ウ中（ウ）を（エ）とし、（イ）の次に次のように加える。

（ウ） 移住後に自治会に加入し、地域活動に参加すること。

第3条第3号イ中「内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金」を「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業」に改める。

第5条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 自治会加入証明書（様式第2号の3）

第9条第1号エ中「起業支援事業」を「地域課題解決型創業支援補助金交付要領」に改め、同号に次のように加える。

オ 移住支援金の申請日から3年未満に自治会を脱会した場合
第9条第2号に次のように加える。

イ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に自治会を脱会した場合
「オ 移住支援金の申請日から3年以上5年
様式第1号の2中 以内に下野市以外の市区町村に転出した を
場合：半額 」

「 オ 移住支援金の申請日から3年未満に自治会を脱会した
場合：全額

カ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に下野市
以外の市区町村に転出した場合：半額

に改める。

キ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に自治会
を脱会した場合：半額

」

様式第2号の2を次のように改める。

様式第2号の2（第5条関係）

様式第2号の2の次に次の1様式を加える。

様式第2号の3（第5条関係）

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の下野市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。